

三重県における障害者任免状況の公表

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、三重県における令和2年6月1日現在の障害者任免状況について次のとおり公表します。

任免状況（令和2年6月1日現在、【 】内は令和元年6月1日現在の数値）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(①)	障害者の数(②)	実雇用率(②/①)	不足人数	(参考)法定雇用率
三重県（議会事務局含む）	4,942.5人 【5196.5人】	154.5人 【153.5人】	3.13% 【2.95%】	0人 【0人】	2.5% 【2.5%】
企業庁	141.5人 【136.5人】	6人 【7.5人】	4.24% 【5.49%】	0人 【0人】	2.5% 【2.5%】
病院事業庁	175.5人 【177.5人】	6人 【6人】	3.42% 【3.38%】	0人 【0人】	2.5% 【2.5%】
教育委員会	12,323.5人 【12,431人】	310.5人 【284.5人】	2.52% 【2.29%】	0人 【13.5人】	2.4% 【2.4%】

※表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数としています。

※表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしています。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしています。

①平成29年6月2日以降に採用された者であること

②平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得したものであること

※障害の種類別人数については、種類・程度の区分によっては、他の情報や各年ごとの数字を比較すること等により、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあることから、公表を差し控えます。

連絡先					
総務部	人事課	電 話	059-224-2103	F A X	059-224-3170
企業庁	企業総務課	電 話	059-224-2822	F A X	059-224-3045
病院事業庁	県立病院課	電 話	059-224-2348	F A X	059-224-2349
教育委員会	教職員課	電 話	059-224-2953	F A X	059-224-3040